

津市都市マスタープラン（案）の概要

第1章 計画策定の目的

1. 計画策定の背景と目的

人口減少・少子高齢化など、近年の社会情勢の変化に対応するため、人口規模や経済規模に見合ったまとまりのある市街地の形成や、様々な都市機能がコンパクトに集積した生活利便性の高い都市づくり、持続的に発展できるような都市構造の構築を図るために計画を策定します。

2. 都市マスタープランとは

(1) 計画の位置付け

上位計画である「三重県都市マスタープラン」、「津市総合計画」等の内容に即するとともに、「津市公共施設等総合管理計画」を始めとする関連計画との整合を図ります。

(2) 計画対象区域・計画対象期間

対象区域は津市全域とし、平成30年度から平成39年度までの10年間の計画とします。

3. 計画の内容

基本理念や目標、将来都市構造や土地利用の基本方針、分野別の都市づくりの方針等を示します。

前回協議をお願いした部分

今回新たに協議をお願いする部分

第1章 計画策定の目的

第2章 都市の現況

第3章 都市づくりの課題

第4章 都市づくりの基本理念・目標

第5章 全体構想

第6章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

第7章 地域別構想

第8章 都市づくりの推進方策

第2章 都市の現況 ・ 第3章 都市づくりの課題

1. 都市づくりに向けて捉えるべき動向

各種データから以下の特性を整理しました。

■統計データから見た津市の特性

- ①人口等の動向の特性、②産業動向に関する特性、
③土地利用（開発動向等）に関する特性、④移動に関する特性

■施設分布、防災から見た津市の特性

- ⑤施設整備に関する特性、⑥防災に関する特性

2. 都市づくりの課題

都市づくりの課題を、以下の6つの項目別に整理しました。

持続可能な都市の形成

にぎわい・魅力づくり

安全・安心な都市の形成

自然環境の保全・活用

定住促進

移動しやすい交通環境の提供

3. 緑地の保全及び緑化の推進に関する課題

都市における緑について、以下の4つの系統ごとに課題を整理しました。

環境 ・ レクリエーション ・ 防災 ・ 景観

第4章 都市づくりの基本理念・目標

1. 都市づくりの基本理念

『安全・安心な環境で、子供から高齢者まで全ての世代が「住む」、「働く・学ぶ」、「遊ぶ」といった日常生活を快適で健康的に過ごすことができ、県都の特長を活かした活発な交流を図るとともに、将来にわたって持続可能である都市づくりを行う』ということを基本理念とし、「安心して住み 快適に暮らせる 未来につながるまちづくり」を都市づくりのテーマとします。

2. 都市づくりの目標

具体的な都市づくりの目標を以下とおり設定します

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 持続可能な都市の形成 | ② 都市防災力の強化 |
| ③ 定住促進と活力の強化 | ④ 快適で健康的な暮らしができるまちづくり |

第5章 全体構想

1. 将来都市構造

(1) 都市構造の基本的な考え方

鉄道駅等の移動利便性の高い拠点に都市機能が集積し、その周辺に生活サービス機能が確保された居住地を形成する「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の構築を目指します。

(2) 都市構造を構成する要素

都市構造は、ゾーン、拠点、ネットワーク（軸）の3つの要素で構成します。

2. 将来フレーム（計画の枠組み）

計画的な都市づくりを進めるための基本的な枠組みとなるもので、人口、工業、商業、土地利用、財政構造について設定します。

3. 土地利用の方針

(1) 土地利用規制・誘導等に係る基本方針

柔軟で効果的な土地利用の実現に向け具体的な土地利用規制・誘導に係る方針等を定めます。

- ◆都市計画区域の指定の考え方
- ◆市街化区域・市街化調整区域の設定、見直し等の考え方
- ◆地域地区の設定、見直し等の考え方
- ◆地区計画制度等の活用による規制・誘導等の考え方
- ◆商業系の大規模集客施設の適正配置の考え方
- ◆都市計画区域外における土地利用規制・誘導の考え方

(2) 土地利用区分と配置に関する方針

土地利用規制・誘導等に関する基本方針などを踏まえ、将来の土地利用の方向性については、ゾーン別に15種類の土地利用区分を設定し、基本的な方針を示します。

4. 都市づくりの分野別方針

都市づくりの分野別方針として、5つの分野ごとにそれぞれの方針を示します。

- | | | |
|--------------|---------------|-------------|
| ① 交通体系形成の方針 | ② 市街地等形成の方針 | ③ 都市環境形成の方針 |
| ④ 都市防災の推進の方針 | ⑤ その他都市施設等の方針 | |

第6章 緑の施策方針、緑地の保全及び緑化推進のための施策

1. 緑の施策方針

以下の3つの分野ごとに緑地の保全及び緑化推進のための施策について方針を示します。

- ① 系統別緑地の配置方針 ② 都市公園等の配置方針 ③ 地域制緑地の配置方針

2. 緑地の保全及び緑化推進のための施策

以下の4つの分野ごとに緑地の保全及び緑化推進のための施策を示します。

- ① 都市公園等に関する施策 ② 公共施設緑地に関する施策
③ 民間施設緑地に関する施策 ④ 緑地等の保全・活用の方針等

第7章 地域別構想

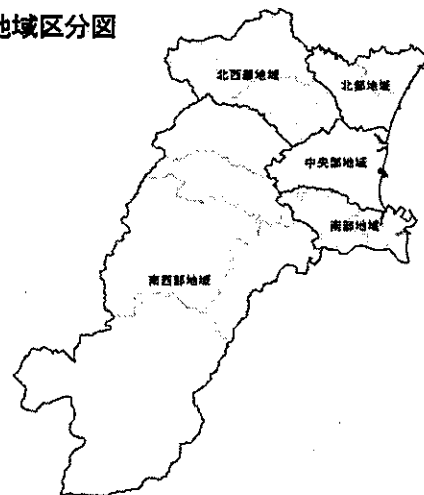
1. 地域区分

(1) 地域区分の考え方

都市計画区域の指定の有無を基本とし、線引き都市計画である「津都市計画区域」については、土地利用などを考慮して北部、中央部、南部の3つの地域に区分し、非線引き都市計画である「安濃都市計画区域及び亀山都市計画区域」は北西部地域に区分します。

都市計画区域を指定していない区域（芸濃地域を除く）は、南西部地域として区分します。

(2) 地域区分図



2. 地域の現況

地域の特性を把握するため、地域別に以下の項目を整理しました。

整理項目	整理内容
(1) 地域の特色	地形、主要な拠点、資源等の特性
(2) 人口動向	年齢別人口割合、将来人口推計、人口密度
(3) 土地利用状況	
1) 現況土地利用状況	土地利用の割合、状況
2) 土地利用に係る規制等	用途地域、農業地域、森林地域等
(4) 防災関連の状況	津波浸水想定、堤防整備の状況
(5) 都市施設等の状況	
1) 道路網	地域内の主な道路整備状況
2) 公共交通網	鉄道、バス、航路の状況
3) 都市計画道路網	都市計画道路の整備状況、整備率
4) 都市計画公園・緑地	都市計画公園、緑地の状況
5) 下水道の整備率	下水道の状況
(6) 施設分布状況	商業施設、医療施設、福祉施設等の分布状況を整理

3. 地域づくり方針

地域別に 15 種類の土地利用区分の配置に係る基本方針を示します。

土地利用区分	方針	北部地域	中央部地域	南部地域	北西部地域	南西部地域
◆都市機能集積エリア	多様で高次な都市機能が集積する駅周辺である都市拠点を中心に位置付けます。		●	●		
◆まちなか商業エリア	都市機能集積エリアの外縁部のほか、幹線道路沿道等の商業・業務地を中心に位置付けます。		●	●		
◆地域商業エリア	地域の商業地や、郊外において公共公益施設や商業施設等の生活サービス機能が集積する地域を中心に位置付けます。	●		●	●	●
◆沿道利用エリア	市街地に隣接する幹線道路沿道を中心に位置付けます。	●	●	●	●	●
◆低層住宅エリア	戸建低層住宅団地を中心に位置付けます。	●	●	●	●	●
◆一般住宅エリア	おおむね住宅を中心とした土地利用が行われている区域や住宅地内に整備された主要な幹線道路を中心に位置付けます。	●	●	●	●	
◆まちなか住宅エリア	鉄道駅やバス停の徒歩圏等の交通利便性の高い地域を中心に位置付けます。		●	●		
◆沿岸部住宅エリア	沿岸部の津波による災害リスクを有する区域を位置付けます。	●	●	●		
◆住商工複合エリア	住宅と工場、店舗等が混在する区域を位置付けます。	●	●	●	●	
◆内陸部工業エリア	内陸部の工業団地、幹線道路周辺の移動利便性の高い地域を位置付けます。	●		●	●	●
◆臨海部工業エリア	臨海部の工業団地などを位置付けます。	●	●	●		
◆土地利用検討エリア	産業振興に向け計画的な市街地形成が必要な地域を位置付けます。	●		●		
◆田園居住エリア	市街化調整区域や都市計画区域外における幹線道路沿線等に広がる既存集落を中心に位置付けます。	●	●	●	●	●
◆田園環境保全エリア	優良農地を中心に今後も保全が必要な農地などを位置付けます。	●	●	●	●	●
◆自然環境保全・活用エリア	森林や里山、丘陵地、海岸を中心に位置付けます。	●	●	●	●	●

4. 地域づくりの分野別方針

5つの分野別に、地域ごとの具体的な方針を示します。

分野	方針
(1) 交通体系形成の方針	
1) 公共交通体系の確立	鉄道・バスなどの公共交通機関の連携強化や、各拠点と居住地等の移動利便性の維持・向上に関する方針を示します。
2) 道路ネットワークの構築	計画期間に進める主な道路整備について示します。
(2) 市街地等・地域生活基盤等形成の方針	
1) 拠点的な市街地の形成	都市拠点や地域拠点などの拠点に関する市街地の形成の方針を示します。
2) 住宅・住環境の形成	各地域の住宅・住環境の形成に関する方針を示します。
3) 商業・業務地の形成	各地域の日常生活品の供給を行う商業施設等が立地する商業・業務地に関する方針を示します。
4) 工業地の形成	産業拠点や各地域の工場等が立地する工業エリアに関する方針を示します。
(3) 都市・地域環境形成の方針	
1) 公園・緑地の方針	計画期間内に進める主な公園・緑地の整備等に関する方針を示します。
2) 景観形成の方針	各地域で特色のある地区における景観形成等の方針を示します。
3) 環境の保全・活用	海岸部等の保全や活用に関する方針を示します。
4) 河川・下水道の整備	各地域の河川改修や下水道の整備の方針を示します。
(4) 都市・地域防災の推進の方針	
1) 災害対策の推進	各地域の災害対策の方針を示します。
2) 地震・津波対策の推進	各地域の堤防整備等に関する方針を示します。
(5) その他都市施設等の方針	その他の都市施設の整備に関する方針を示します。

5. 地域の方針図

地域別に土地利用区分のエリア設定、各種拠点の配置、計画期間内の主な事業（道路整備、市街地整備、土地利用規制の見直し等）の箇所を図示します。

第8章 都市づくりの推進方策

計画に位置付けた方針に基づき、施策や事業を推進するに当たっての基本的な考え方や、計画の進行管理に関する考え方を示します。

今後のスケジュール

- ・平成29年11月～12月 パブリックコメントを通じた意見募集、地域別意見交換会
- ・平成30年1月 津市都市計画審議会
- ・平成30年3月 計画の策定・公表